

第30回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.2.12(金)10:33 - 11:10

場所：議事堂 6 F 601特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）

執行部 小林政策部長、政策部竹内総括室長、同松本総括室長、同村上企画室長、
同長岡企画員

植田総務部長、総務部中川総括室長、同中田予算調整室長、同坂三予算
調整室副室長、同大西企画員

資料：第30回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成13年三重県条例第47号）の見直しについて 座長まとめ

資料 2 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

執行部資料 「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」の見直しに関する執行部意見

< 検討会 議事概要 >

委員：第30回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の、検討会の予定は次のとおり。

これまで、現在検証中の「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」に関し、自民みらい会派より対案を提示いただくなどして、総合的な計画で議決対象とするもの等について、委員協議も重ね、議論を深めてきた。

自民みらい検討（案）も踏まえ、これまでの議論について、改めて「座長まとめ」として**資料 1**のとおり、取りまとめた。

本日は、第1に、この資料1の「座長まとめ」を説明した上で、前回の第29回において、反対の立場を採った公明党の意見をお聴きし、討議する。

討議の結果、検討会の案がまとまったら、第2に、条例改正の条文案について検討する。

第3に、これまでの検討会における議論について、執行部の意見を聴取する。

なお、本日は、執行部から意見聴取することも予定し、出席を求めた。執行部意見聴取は、検討会としての案がまとまった後に行う。

資料 1 「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを

定める条例(平成13年三重県条例第47号)の見直しについて「座長まとめ」について、説明する。

前回の第29回検討会における、資料1すなわち「自民みらい検討(案)」をもとにした第28回検討会座長まとめ」に、この検討会で合意の得られた次のことを追加した。

ページ1において、「もっとも、現行の第二次戦略計画において、改正後のこの条例に基づく議決対象として想定するものは、同計画の政策・事業体系の政策展開の基本方向(五つの柱)、政策(19)、施策(60)であって、基本事業(223)以下は、想定していない。」

現在、すでに策定されている総合的な計画としては、県民しあわせプラン及び戦略計画を、議決対象に該当すると整理する。しかし、それは、政策展開の基本方向(五つの柱)19の政策、60の施策が入っているから議決対象となるのであって、223の基本事業や約1,700の事務事業は、議決対象として想定するものではない。

また、次のことを追加、「3. この条例に基づき計画案を議会に提出するのは知事である。従って、計画が議決対象に該当するか否かは、第一義的に、議案提出者である知事によって判断される。」

条例第2条第1号の総合的な計画及び同条第2号の総合的な計画以外の計画の両者とも、計画案を議会に提出するのは知事である。従って、ある計画が、この条例に基づく議決対象に該当するか否かは、まず、知事の責任において判断するものであることを、改めて、整理した。議会は、知事のその判断について適切であるか、条例の趣旨にかなった判断であるかなどを、監視及び評価するものである。

ページ3における追加は、次のとおり。これまでも、議決対象である計画の変更にあたって、軽微な変更の場合は、議決を要しないことについては、合意していた。さらに、いかなる変更が軽微な変更として議決を要しないこととするか等について、これまでの議論をまとめた。

県民しあわせプランや第二次戦略計画における例としては、次の場合には、変更にあたって議決を要すると考えている。

県民しあわせプランを変更する場合にはすべて

同戦略計画における基本的な考え方:「文化力」や「新しい時代の公」などに関する部分を変更する場合

県民しあわせプラン(概ね10年)や同戦略計画(4年間)の計画期間を変更する場合

県民しあわせプランの政策(19本)や、同戦略計画の施策(60本)の目的、主指標、目標等を変更する場合

ただし、目標数値についてはこの範囲（変更議決に要するものの範囲）に入らないとするものである。

このことについて、一般性、汎用性という点から整理すると次のようになる。

1 変更にあたって議決を要するとするもの

- (1) 計画の基本理念や基本構想、基本的な考え方に関することを変更する場合
- (2) 計画期間に関することを変更する場合
- (3) 計画の主要な目的や目標に関することを変更する場合
- (4) その他計画の基本的な事項を変更する場合

これら(1)～(4)を変更する場合以外の場合は、軽微な変更として、議決を要しないこととする、とするものである。

前回の第29回検討会においては、資料1すなわち「自民みらい検討(案)」をもとにした第28回検討会座長まとめ」に対し、公明党から、第2条第1号関係の総合的な計画の議決について、反対の意思表示をいただいた。検討会の議論を、より丁寧に反映し、「座長まとめ」としたところだが、改めて公明党のご意見はいかがか。

委員：座長においてこの検討会の議論を丁寧に反映して座長まとめとしていただいたことに敬意を表する。我が会派としては戦略計画を議決対象とすることに反対を表明してきたが、これまで検討会において議論を積み重ねてきたものであり、また、議長定例記者会見において議長から検討会における丁寧な議論の上全会一致となることを望むとの発言があったことを重く受け止め、さらにこの座長まとめとしてまとめていただいたことであるので、こちらで了承する。もっとも、戦略計画を議決することについてはいかがかという思いは残る。

さらに、「その他」については、今後その範囲が広がることが懸念されるが、現行の第二次戦略計画においては基本事業以下は入らないこと、及び議案の提出権は知事にあることが確認できたので、我が会派も賛成するものである。

委員：第2条第1号関係について、委員協議で議論してきたことをまとめていただいたものであるが、「計画が議決対象に該当するか否かは、第一義的に、議案提出者である知事によって判断される」とある。しかし、第二義的には議会が判断する権限があると理解してよいか。

委員：計画が、議決対象に該当するか等について、議会から意見があればその旨表明し、執行部においてもそれを反映させるよう努力するということとなるのかと考えている。

委員：了解した。

委員：この「座長まとめ」を、ここで改めて検討会まとめとしたい。このことについて、異議はないか。

委員：異議なしと認め、そのようにする。

検討会における議論進行の都合上、この資料1「座長まとめ」、これは先ほど「検討会まとめ」となったものであるが、これをもとに、座長及び副座長において、かねてから条文案を検討してきた。検討会の議論がまとまったので、この検討してきた条文案を配付する。

(資料2配付、及び資料2について議会事務局説明)

委員：この条文案についての説明に対して質疑はあるか。

委員：条文としての専門的な書き方はあろうかと思われるが、これまでの議論及び座長まとめにおける「その他」は、「(施策)等」と表現してあるのかと考える。この「等」の意味するところは、今後の質疑や逐条解説などでさらに明確化されるのか。

議会事務局：法令は一般的な表現とする必要があるものであって、具体的な計画においてどのように運用されるかを明確に述べることは難しいが、本日の検討会の資料の趣旨や検討会におけるこれまでの議論は、委員会質疑において改めて説明されることになろうかと考える。

委員：了解した。

委員：資料2のとおり、この検討会の委員が提出者となって、改正条例案を提出したい。このことについて採決を行う。

この資料2のとおり三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案を提出することについて、賛成の方は挙手願う。

(採決：挙手全員)

委員：挙手全員。従って、この検討会の委員が提出者となって、この資料2のとおり三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案を提出することとする。

ただ今から、執行部意見聴取を行う。執行部。

執行部：1点目については、第二義的には議会が判断するとの発言があり、他方、第一義的には知事が判断するものであるとの発言もあったところであるが、

1 第2条第1号及び第2号関係

「計画が議決されるべきであるかは、第一義的に計画案を提出する知事によって判断される」という考え方が示されたが、議決される対象は、最終的に知事によって判断されることを明文化いただきたい。

2 第3条関係

変更にあたって議決を要するものは資料1 3ページで整理いただいたところであるが、ここで変更議決を要する(3) 計画の主要な目的や目標に関することを変更する場合とは、文言の変更の話であって数値目標を変更する場合は除くことを明確化いただきたい。

3 附則関係(見なし規定)

第二次戦略計画は遑って議決することとなると思われるが、改正後のこの条例において議決対象としているのは、政策及び施策までであることを確認したい。附則において、第二次戦略計画が議決対象に位置付けられているが、この第二次戦略計画の目標値自体は策定時から既に変更されているものである。いつの時点の目標値のものを議決したものとみなしているか、不明瞭となる懸念がある。また、現行の戦略計画についても、例えば目標値を達成したらそれを変更することとなる。そのような目標値を変更する場合には、変更議決を要する場合には該当しないことを明確化していただきたい。

委員：政策部長の発言について、「明文化」というのはどこに書き込めというものであるか。条文上明記せよという趣旨か。

執行部：条文には明記できるか否か、法制的な制約もあろうかと思われるので、資料1などといったような資料として書き込んでいただければよい。

委員：執行部意見1については、資料1において明確にした。執行部意見2については、資料1を修正等して明確化する。執行部意見3については、数値目標は議決の対象外と整理したものであり、その変更にあたって議決を要しないと確認した。従って、執行部の懸念は払底したと考えるがよいか。

執行部：現行の戦略計画の今後の変更に当たっては、改正後の条例第3条を適用することでいけるのか。

委員：現行の戦略計画を変更するということは、現実的にはあり得ないと思われるが、この数値目標を変更する場合は議決対象とならないことは、新条例第3条及びその附則第3項における「新条例第三条の規定は、この条例の施行の日以降(略)変更する計画について適用する」で読めるのではないか。

執行部：了解した。

また、執行部意見1について、議案となる計画案は、「最終的」に知事が判断し、提出するものであることを明らかにしていただきたい。

委員：資料1において、議案の提出者は知事であることを明確化している。もっとも、提出された計画案についての審議の中で、一部を修正するべきとの意見が出され、それが議決された場合には計画が修正されることもあり得るものである。これは、(条例案や予算案など)一般的な議案の取扱いと

同様である。

委員：この条例に基づく議案の提出権は知事にあるということを、条文上抜けているという意見か。知事が提案するものであるが、その知事の提案に対して議会の側が意見を述べることはあり得ることである。

委員：「美し国おこし三重」三重県基本計画の例においては、当初執行部が議決対象に該当しないと判断したものに対して、議会の側が異議を唱え、その後執行部が議決対象に該当するとし、改めて議案として提出することとなったものである。これは議会の意見を受けて、知事が最終的に判断して議案を提出したものである。

改めて、この検討会における議論を含め条例改正案に対して、執行部から意見はないか。

執行部：ない。

委員：執行部は退席いただきたい。先ほどの執行部の意見については、委員会質疑において詳しく説明するなどして対応することとなると思われる。この対応は、座長及び副座長に一任いただきたい。このことについて異議はないか。

(「異議なし」の発言あり)

委員：異議なしと認め、そのようにする。

この議決条例の検証は、一定の区切りを迎えた。今後の条例改正の進め方については、前々回の第27回検討会において資料1として配付したスケジュールのとおりとしたい。この進め方については、説明者の人選等を含め座長及び副座長に一任いただきたい。これについて異議はないか。

(「異議なし」の発言あり)

委員：異議なしと認め、そのようにする。本日の日程は以上。検討会を終了。

(終了)